

運航基準

運航基準

目次

第1章 目的
第1条 目的
第2章 運航の可否
第2条 発航の可否
第3条 基準航行の可否
第4条 機器点検
第5条 入港の可否
第3章 船舶の航行
第6条 航海当直配置等
第7条 運航基準図等
第8条 基準航路
第9条 速力基準等
第10条 船長が甲板上の指揮をとるべき海域等
第11条 特定航法
第12条 通常連絡等
第13条 連絡方法
第14条 避泊地の選定等
第15条 入港連絡等
第16条 記録

小豆島フェリー株式会社

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、高松・土庄航路、姫路・福田航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

フェリー各船

発航港名	風速	波高	視程
高松港・土庄港 福田港	15m/s以上	1.5m以上	500m以下
姫路港	南東の場合、 15m/s以上 その他 17m/s以上	1.5m以上	500m以下

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

フェリー各船

風速	波高	視程
17m/s以上	2.0m以上	

3. 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され、又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

フェリー各船

港名	発航港に近接した海域	視程
高松港	高松港から土庄港に至る間	500m以下
土庄港	土庄港から高松港に至る間	500m以下
福田港	福田港から姫路港に至る間	500m以下
姫路港	姫路港から福田港に至る間	500m以下

4. 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他の適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

フェリー各船

風速	波浪
15m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.5m以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時着港の措置をとらなければならない。ただし、基準航路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

フェリー各船

風速	波高
1.7m/s以上	2.0m以上

4. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

フェリー各船

視程
1,000m以下

5. 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧縮による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない。

海域	視程
全航路海域	500m以下

(機器点検)

第4条 船長は、入港着岸(桟)前、入港地の状況に応じ安全な海域において機関の後進、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(入港の可否判断)

第5条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

フェリー各船

港名	風速	波高	視程
高松港	15m/s以上	1.5m以上	500m以下
土庄港	15m/s以上	1.5m以上	500m以下
福田港	15m/s以上	1.5m以上	500m以下
姫路港	15m/s以上	1.5m以上	500m以下

(運航の可否判断等の記録)

第5条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を○○○及び△△△(検査簿、点検簿、航海日誌等)に記載するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第6条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狹視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狹視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狹水道航行配置

(運航基準図)

第7条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。
- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻)

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第10条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

- 1. 高松 ⇄ 土庄航路
 - ①高松港より高松航路灯浮標通過時まで ②高松航路灯浮標より高松港着岸まで
 - ③土庄港より室崎通過時まで ④室崎通過時より土庄港着岸まで
- 2. 姫路 ⇄ 福田航路
 - ①姫路港より飾磨航路灯浮標通過時まで ②飾磨航路灯浮標より姫路港着岸まで
 - ③福田港より金ヶ崎通過時まで ④金ヶ崎通過時より福田港着岸まで

(特定航法)

第11条 船長は、海上衝突予防法、港則法、海上交通安全法等の法規を遵守することは当然であるが、各港における特定航法、港長公示事項・業者間の協定を守らなければならない。

- (1) 高松港に出入港する船舶 三井会高松港運営対策委員会の申合せ事項を遵守しなければならない。
- (2) 土庄港に出入港する船舶、土庄漁業組合との申合せによる、港内航行を航行しなければならない。

(通常連絡等)

第12条 船長は、基準経路上(1)の地点を通過したときは、当該地点を管理する営業所の副運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

- ただし、異常のない場合は通常連絡を省略することができる。

(1) 各航路の中間地点

(2) 連絡事項

- 1. 通過地點名
- 2. 通過時刻
- 3. 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- 4. その他入港予定期刻等運航管理者に必要と認める事項

2. 副運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間

- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が(副)運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 行航経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2. 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他の必要と認める事項を常用海図に記して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第8条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路、第2基準経路の2とおりとする。(各航路により異なる)

2. 基準経路の使用基準は次のとおりとする。

姫路・福田航路

名 称	使用基準
常用基準経路	周 年
第2基準経路	姫路・福田間海域で南よりの風が強吹しているとき

高松・土庄航路

名 称	使用基準
常用基準経路	周 年

- 3. 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者又は副運航管理者にその旨連絡しなければならない。
- 4. 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者又は副運航管理者と協議しなければならない。
ただし、緊急の場合等であって事前に協議が出来ないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者又は副運航管理者に連絡するものとする。
- 5. 運航管理者は、事前の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第9条 速力基準は、別表のとおりとする。

- 2. 船長は、速力基準表を船橋及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならぬ。

(連絡方法)

第13条 船長と連航管理者又は副運航管理者の連絡は、次の方法による。

区分	連絡 先	連絡方法
(1) 通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する営業所	国際VHF又は携帯電話
(2) 緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	国際VHF又は携帯電話

(避泊地の選定等)

第14条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、油員の設置状況、気象・海象のデーター等の資料を収集し、船長その他必要な箇所に備え付けておくものとする。

- (1) 家島島西島の牛首ノ鼻を結んだ線以南の港内
- (2) 小豆島町の内海港湾内
- (3) 高松港内
- (4) 土庄港内

2. 船長は気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

3. 運航管理者は、船長から避泊地の選定に際し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報をもとめられた場合は、すみやかに適切な情報の提供を行うものとする。

4. 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡しなければならない。

5. 前項の連絡が副運航管理者になされた場合は、当該副運航管理者は、直ちに当該船舶の船長からの連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第15条 船長は、各港入港15分前に副運航管理者に次の事項を連絡するものとする。

ただし、異常のない場合は、入港連絡を省略することができる。

- (1) 入港予定期刻
- (2) 副運航管理者の援助を必要とする事項

2. 前項の連絡を受けた副運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。
- (1) 着岸岸壁の指定
 - (2) 着岸岸壁の使用船舶の有無
 - (3) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
 - (4) 着岸岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
 - (5) その他操船上の参考となる事項

（記録）
第16条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を○○○及び△△△（運航管理日誌、航海日誌等）に記録するものとする。

運航基準別添1

第3章 船舶の航行

第6条（航海当直配置等）に基づく各航路別配置表

航路一福田航路

使用船舶 「第三おりいぶ丸」・「第五おりいぶ丸」

（1）出入港配置

「第三おりいぶ丸」・「第五おりいぶ丸」

福田港出入港配置

船 橋	船 長	1名
船首部	右舷側	航海士又は甲板員 2名
船尾部	右舷側	甲板員 1名
機関室		機関長又は機関員 1名
舷 門		機関長又は機関員 1名

福田港出入港配置

船 橋	船 長	1名
船首部	左舷側	甲板員 1名
船尾部	左舷側	航海士又は甲板員 2名
機関室		機関長又は機関員 1名
舷 門		機関長又は機関員 1名

（2）狭視界出入港配置

姫路・福田港共に(1)同じ

（3）通常航海当直配置

区分	航海当直責任者	操 舵	船 内 巡 視	機関部当直 (機関室)
航路区間				
姫路・福田間	船長又は一帆士	甲板員	甲板員	機関長又は機関員
福田・姫路間	船長又は一帆士	甲板員	甲板員	

（注）船内巡視員は船橋業務とする。

（4）狭視界航海当直配置表

船 橋 指 握	船 長	1名
レーダー監視	航 海 士	1名
操 舵	甲 板 員	1名
船 橋 見 張	甲板員(船内巡視兼務)	1名
機 関 室 当 直	機関長又は機関員	1名

（注）船内巡視員は船橋業務とする。

（5）荒天航海当直配置表

船 橋 指 握	船 長	1名
レーダー監視	航 海 士	1名
操 舵	甲 板 員	1名
船 橋 見 張	甲板員(船内巡視兼務)	1名
機 関 室 当 直	機関長又は機関員	1名

（6）狭水道航行配置

船 橋 指 握	船 長	1名
レーダー監視	航 海 士	1名
操 舵	甲 板 員	1名
船 橋 見 張	甲板員(船内巡視兼務)	1名
機 関 室 当 直	機関長又は機関員	1名

土庄一高松航路

使用船舶 「しようどしま丸」・「第一しようどしま丸」・「第二しようどしま丸」

（1）出入港配置

高松港出入港配置

船 橋	船 長	
船首部	右舷側又は左舷側	甲板員 1名
船尾部	右舷側又は左舷側	航海士又は甲板員 2名
機関室		機関長又は機関員 1名
舷 門		機関長又は機関員 1名

土庄港出入港配置

船 橋	船 長	
船首部	右舷側	航海士又は甲板員 2名
船尾部	右舷側	甲板員 2名
機関室		機関長又は機関員 1名

（2）狭視界出入港配置

高松・土庄港共に(1)同じ

（3）通常航海当直配置

区分	航海当直責任者	操 舵	船 内 巡 視	機関部当直 (機関室)
航路区間				
高松・土庄間	一帆士	甲板員	甲板員	機関長又は機関員
土庄・高松間	船 長	甲板員	甲板員	

（注）船内巡視員は船橋見張を兼務する。

（4）狭視界航海当直配置表

船 橋 指 握	船 長	1名
レーダー監視	航 海 士	1名
操 舵	甲 板 員	1名
船 橋 見 張	甲板員	1名
機 関 室 当 直	機関長又は機関員	1名

（5）荒天航海当直配置表

船 橋 指 握	船 長	1名
レーダー監視	航 海 士	1名
操 舵	甲 板 員	1名
船 橋 見 張	甲板員	1名
機 関 室 当 直	機関長又は機関員	1名

（注）当航海には狭水道はないが、季節による漁船の密集操業時等に本項を適用する。

附 則

1. この基準は、2021年10月1日より実施する。